

⑥ 浪岡地区受付会場

◇浪岡庁舎2階中会議室

令和8年2月4日（水）～3月16日（月）
【9:30～15:00】（土・日・祝日を除く）

浪岡庁舎以外に下表日程で申告会場を開設します。

※混雑防止のため郵送での申告にご協力をお願いします

受付日	浪岡地区	受付時間
2月17日(火)	杉高児童館	10:00～13:00
2月18日(水)	浪岡野沢公民館	10:00～13:00
2月19日(木)	浪岡女鹿沢公民館	10:00～13:00
2月20日(金)	増館農村センター	10:00～13:00
2月24日(火)	吉野田農村センター	10:00～13:00
2月25日(水)	浪岡本郷公民館	10:00～13:00
2月26日(木)	徳長農村センター	10:00～13:00
2月27日(金)	浪岡細野山の家	10:00～13:00

⑦ 住民税の主な税制改正

令和8年度申告分では、以下の点が改正されます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が65万円に引き上げられました。

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の見直し等

① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下に引き上げられました。

② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に引き上げられました。

③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件が85万円以下に引き上げられました。

(3) 特定親族特別控除の創設

納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（合計所得金額が123万以下で控除対象扶養親族に該当しないもの。））を有する場合には、その納税者本人の前年の総所得金額等から特定親族1人につき45万円を限度として、特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。

➡『特定親族特別控除』の控除額詳細は、別紙「令和8年度市民税・県民税の税額計算等について」4ページをご確認ください。

⑧ 青森地区受付会場

◇アウガ6階申告受付会場

令和8年2月16日（月）～3月16日（月）
【8:30～16:00】（土・日・祝日を除く）

アウガ以外に下表日程で申告会場を開設します。

※混雑防止のため郵送での申告にご協力をお願いします

受付日	青森地区	受付時間
2月 2日(月)	西部市民センター	9:30～15:00
2月 3日(火)	西部市民センター	9:30～15:00
	北部地区農村環境改善センター	9:30～13:30
2月 4日(水)	戸山市民センター	9:30～15:00
	後潟児童館	10:00～12:00
2月 5日(木)	荒川市民センター	9:30～15:00
	久栗坂町民会館	9:30～13:30
2月 6日(金)	横内市民センター	9:30～15:00
	幸畠福祉館	9:30～13:30
2月 9日(月)	東部市民センター	9:30～15:00
	高田教育福祉センター	9:30～13:30
2月10日(火)	油川市民センター	9:30～15:00
2月12日(木)	柳川庁舎	9:30～15:00
	道の駅 ゆ～さ浅虫	9:30～13:30
2月13日(金)	大野市民センター	9:30～15:00
	東岳コミュニティセンター	9:30～13:30

【申告についてのお問い合わせ先】

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号

青森市役所 駅前庁舎 市民税課 普通徴収チーム

TEL: 017-734-5193 (直通)

※申告期間中（2/2～3/16）は、申告会場開設に伴い、執務室にいる職員が減数しているため、電話が繋がりにくくなっています。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

① 令和8年度 市民税・県民税 申告のお知らせ

LINEの来場予約

青森市LINE公式アカウントから市民税・県民税申告受付会場の来場予約ができます。申告受付時間内の都合の良い時間をご予約ください。ただし先着順となりますのでご了承ください。

予約方法	下記二次元バーコードを読み取り、青森市LINE公式アカウントを友達登録。「手続き便利」タブから「予約」を押下、「市県民税申告相談予約」より日時を選択、必要事項（住所・氏名など）を入力し「送信」する。
予約できる申告会場	駅前庁舎に限る
予約開始日時	1/13 (火) 8:30
その他	予約・キャンセルは、LINE上で前日16時まで

青森市LINE公式
アカウントはこちら

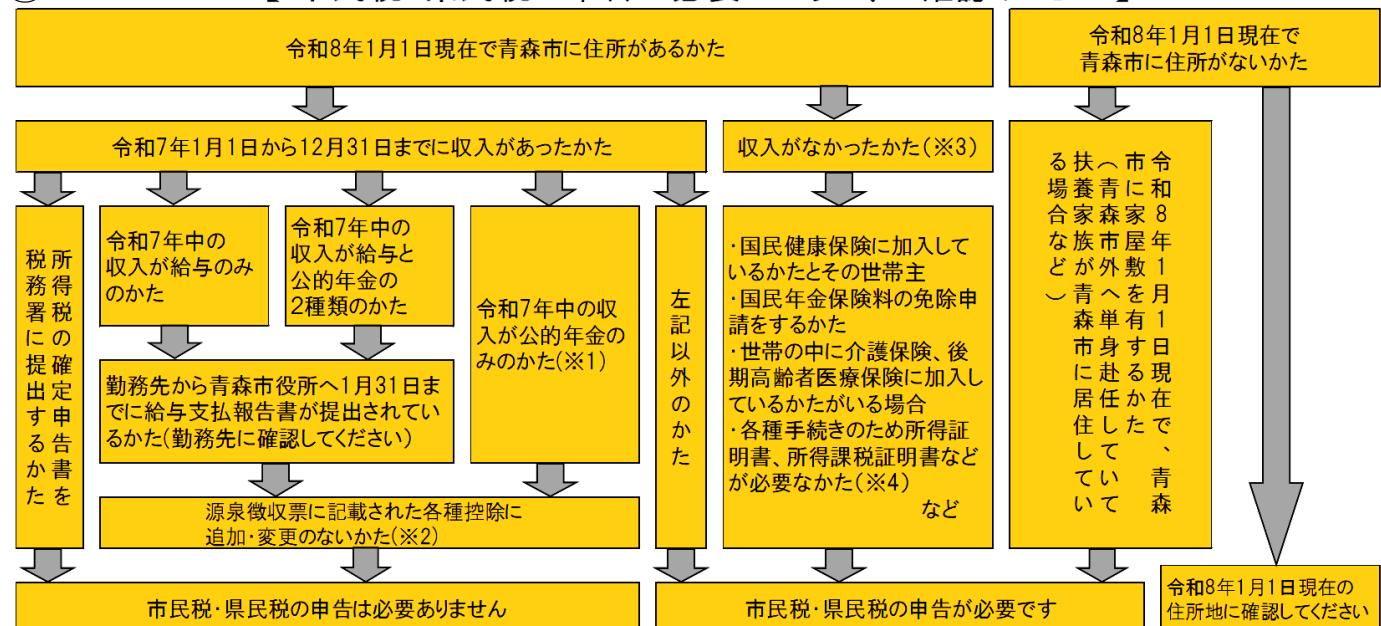


② 市民税・県民税申告書を 郵送で提出する場合

申告会場の混雑防止の観点から、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。郵送の場合は、消えないペンで必要事項を記入し、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入の上、【本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の他、④「申告に必要な資料」の写し】を添えて同封の返信用封筒で3月16日（月）までに郵送してください。なお、添付書類は返却できませんので、ご了承ください。控え（コピー）をご希望のかたは、切手を貼付した返信用封筒（切手代は各自でご負担ください）と控え希望の旨のメモを同封してください。※所得税の還付希望の場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

③

【市民税・県民税の申告が必要かどうか、ご確認ください】



(※1)令和7年12月31日現在、65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれたかた)で公的年金収入が151万5,000円以下のかた、及び65歳未満(昭和36年1月2日以降に生まれたかた)で公的年金収入が101万5,000円以下のかたは、市民税・県民税は非課税です。このうち各種控除の追加・変更を希望しないかたは、市民税・県民税の申告は必要ありません。

(※2)各種控除とは、配偶者控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などがあります。公的年金等支払報告書及び給与支払報告書により課税されるかたで、追加で医療費控除等の控除を受けようとするかたは、申告が必要です。

(※3)遺族年金や障害年金、雇用保険のみを受給していたかたは、収入がなかったかたに含まれます。

(※4)例えば、市民税・県民税の申告が必要ないかたの扶養親族となっているかたで、各種手続きのための所得証明書等を必要としないかたは、申告の必要がありません。

④申告に必要な資料

- 給与収入の場合…源泉徴収票(交付されていない場合は給与の明細等、支給金額の分かるもの)
 - 年金収入の場合…受給しているすべての公的年金等(遺族年金、障害年金除く)の源泉徴収票
 - 自営業の場合…帳簿・収支内訳書、必要経費の領収書(経費対象となる領収書などの科目ごとに仕分けしてそれぞれの合計額を計算した上で持参してください。)
 - 雑所得や一時所得の場合…収入金額や必要経費等が分かる証明書
 - 社会保険料の領収書や、生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 障害者手帳・障害者控除対象者認定書などの障害者控除を受けるための資料
 - 医療費控除の明細書・雑損控除や寄附金控除を受けるための領収書等
- (※医療費控除を申告するかたは、同封の『医療費控除の明細書』にご自身で支払った医療費を記入の上、提出していただく必要があります。)
→医療費控除を申告しない場合、同封の「医療費控除の明細書」は破棄して構いません。

⑤市民税・県民税申告関係書類設置場所

申告に関する書類は下表の場所でも配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

【配布書類】	【配布場所】
令和8年度分 市民税・県民税申告書 医療費控除の明細書	柳川庁舎 後潟支所 奥内支所 野内支所 浜館支所 原別支所 油川情報コーナー 荒川情報コーナー 西部情報コーナー 高田情報コーナー 中央情報コーナー(本庁舎) 横内情報コーナー 東岳コミュニティセンター
上記及び 市民税・県民税申告関係書類	アウガ2階 市民税課

※確定申告書をお求めのかたは税務署へお問い合わせください。
市民税課では確定申告書を備え付けておりません。

個人住民税の申告するなら

エルタックス
eLTAX

空いた時間に自宅で気軽に申告してみませんか。

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます。

※詳細は「個人住民税申告の電子化」特設ホームページをご覧ください。

